

社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 定款施行細則

平成17年10月28日 制定
平成18年 3月28日 改正
平成19年 3月27日 改正
平成21年 3月26日 改正
平成21年 8月24日 改正
平成23年10月28日 改正
平成26年 3月26日 改正
平成27年10月28日 改正
平成28年11月22日 改正
平成29年 6月28日 改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第46条の規定により、法人の管理運営及び業務執行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(平成26年3月26日一部改正)

(平成28年11月22日一部改正)

第2章 評議員の選任

(平成28年11月22日一部改正)

(評議員選任候補者の選出)

第2条 定款第7条第4項の規定による評議員選任候補者は、次の各号に掲げる区分により理事会において選出する。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 第14条第1号の資格を有する者 | 9名 |
| (2) 第14条第2号の資格を有する者 | 6名 |
| (3) 第14条第3号の資格を有する者 | 3名 |
| (4) 第14条第4号の資格を有する者 | 5名 |
| (5) 第14条第5号の資格を有する者 | 7名 |
| (6) 第14条第6号から7号までの資格を有する者 | 5名 |

(平成21年8月24日一部改正)

(平成28年11月22日一部改正)

(招集)

第3条 評議員選任委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(平成28年11月22日追加)

(招集通知)

第4条 評議員選任委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(平成28年11月22日追加)

(就任承諾)

第5条 選任された評議員は、会長あて就任承諾書を提出しなければならない。

(平成28年11月22日一部改正)

第3章 評議員会

(平成28年11月22日追加)

(評議員会の招集等)

第6条 定款第13条第1項の規定により評議員会を招集しようとするときは、会長は、招集の日時、場所及び会議に付すべき事項を、会議の開催日の1週間前までに書面をもって各評議員に通知しなければならない。

2 前項の書面には、提出議案書を添付しなければならない。

(平成28年11月22日一部改正)

(欠席評議員への書面送付)

第7条 会長は評議員会に欠席した評議員に、評議員会における審議の概要及び議決事項を記載した書面を送付しなければならない。

(平成28年11月22日追加)

第4章 役員及び会計監査人の選任

(平成28年11月22日一部改正)

(理事の選任)

第8条 定款第18条の規定による理事は、次の各号に掲げる区分によって、評議員会にお

いて選任する。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 第14条第1号の資格を有する者 | 1名 |
| (2) 第14条第2号の資格を有する者 | 1名 |
| (3) 第14条第3号の資格を有する者 | 2名 |
| (4) 第14条第4号の資格を有する者 | 3名 |
| (5) 第14条第5号の資格を有する者 | 4名 |
| (6) 第14条第6号から7号までの資格を有する者 | 5名 |

(平成21年8月24日一部改正)

(平成28年11月22日一部改正)

(監事の選任)

第9条 定款第18条の規定による監事は、次の各号に掲げる区分によって、評議員会において選任する。

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 社会福祉法第45条の27第2項に規定する計算書類を監査し得る者 | 1名 |
| (2) 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者 | 2名 |

(平成28年11月22日一部改正)

(会計監査人の選任)

第10条 定款第18条の規定による会計監査人は、監事の過半数の同意を得て、評議員会において選任する。

(平成28年11月22日追加)

(就任承諾)

第11条 選任された役員は、会長あて就任承諾書に実印で押印し、印鑑登録証明書を添付して提出しなければならない。

(平成28年11月22日一部改正)

第5章 理事会

(平成28年11月22日一部改正)

(招集)

第12条 定款第27条の規定により、理事会を招集しようとするときは、会長は招集の日時、場所及び会議に付すべき事項を、会議の開催日の1週間前までに書面をもって各理事及び各監事に通知しなければならない。

2 前項の書面には、提出議案書を添付しなければならない。

(平成28年11月22日一部改正)

(欠席理事及び欠席監事への書面送付)

第13条 会長は理事会に欠席した理事及び監事に、理事会における審議の概要及び議決事項を記載した書面を送付しなければならない。

(平成28年11月22日一部改正、第6条削除)

第6章 会 員

(平成28年11月22日一部改正)

(会員)

第14条 会員は、次の各号の一に該当する者で、法人の事業に賛同し、会費を納入するものをもって会員とする。

- (1) 住民自治組織の構成員
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 社会福祉関係行政職員
- (4) 社会福祉施設等の社会福祉事業を営む団体の役職員
- (5) ボランティア活動を行う者若しくは社会福祉に関する活動を行う者
- (6) 学識経験者
- (7) その他法人の趣旨に賛同する個人及び団体の役職員

2 会員区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般会員 前項第1号に該当する者
- (2) 賛助会員 前項第2号から第7号に掲げる者

3 会員は、次条により会費を納入する。

(平成28年11月22日一部改正)

(会費)

第15条 一般会員の年会費は、500円とする。

2 賛助会員の年会費は、1口1,000円とする。

3 第1項に規定する年会費を変更するときは、地域福祉を推進する委員会の意見を聴取し、理事会及び評議員会の決議を得るものとする。

(平成28年11月22日追加)

第7章 委 員 会

(平成28年11月22日一部改正)

(委員会の設置)

第16条 定款第32条第1項の規定による委員会を設置しようとするときは、会長はこれを理事会に提案し、その決議を得なければならない。

- 2 委員会は、委員若干名をもって組織する。
- 3 委員は、理事会の同意を得て、会員の中から会長が委嘱する。

(平成28年11月22日一部改正)

(委員会の運営等)

第17条 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長それぞれ1名を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。
- 5 委員会の議事運営は、理事会の例による。

(平成28年11月22日一部改正)

第8章 報酬及び費用弁償

(平成28年11月22日一部改正)

(報酬)

第18条 定款第9条及び第24条に規定する報酬の支給の基準及び算定した額は、別表1のとおりとする。

- 2 定款第32条に規定する部会及び委員会に出席した者（以下「委員等」という。）には、別表2に定める額の報酬を支給する。

(平成28年11月22日追加)

(費用弁償)

第19条 理事、監事、委員等が定款及びこの細則に規定する職務を行ったときは、職員の例により費用を弁償する。

(平成23年10月28日一部改正)

(平成28年11月22日一部改正)

(公表)

第20条 法人は、この細則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(平成28年11月22日追加)

第9章 事務局及び職員

(平成28年11月22日一部改正)

(事務局職員)

第21条 定款第33条第2項の規定により、事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局職員 若干名

2 事務局に必要な応じ事務局次長を置くことができる。

3 定款第33条第3項で規定する主要な職員は、事務局次長、参事、鶴岡市高齢者福祉センターおおやま施設長の職にある者とする。

4 事務局長は、会長及び常務理事の命を受けて法人の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 その他の職員は、上司の指示を受けて事務に従事する。

(平成19年3月27日第3項、第7項削除)

(平成28年11月22日一部改正)

(事業職員)

第22条 会長は、事業を行うために必要があると認めるときは、常勤又は非常勤の事業職員を置くことができる。

(平成28年11月22日一部改正)

(契約職員)

第23条 会長は、必要があると認めるときは、契約職員を任用することができる。

(平成28年11月22日一部改正)

第10章 事務の専決

(平成28年11月22日一部改正)

(会長の専決事項)

第24条 定款第26条の規定による会長が専決できる日常の業務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 定款第33条第3項に掲げる職員以外の職員の人事に関すること。

(2) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること。

(3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。

(5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、一件の予定価格が800万円未満のもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(平成27年10月28日一部改正)

- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 災害その他緊急を要すると認められる事由による既定事業の変更及びそれに伴う補正予算に関するもののうち、一件250万円未満のもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (8) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (9) 予算上の予備費の支出。
- (10) 定款第2条に掲げる事業の運営に関し定めた規程の変更。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(平成26年3月26日 追加)

- (11) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- (12) 入所者の預かり金の日常の管理に関する事。
- (13) 寄附金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(平成21年3月26日 第9章追加)

(平成28年11月22日一部改正)

第11章 補 則

(平成28年11月22日一部改正)

(委任)

第25条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

(平成28年11月22日一部改正)

附 則

この細則は、議決の日から施行し、平成17年10月1日より適用する

附 則

(施行期日)

1 この細則は、議決の日から施行し、平成18年2月1日より適用する。

(報酬の減額)

2 平成19年3月31日までの間における会長の報酬月額、第14条第1項の規定にかかわらず、別表第1に規定する報酬月額に100分の5を乗じて得た額を当該報酬月額から減じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(報酬の減額)

- 2 平成19年10月27日までの間における会長の報酬月額、第14条第1項の規定にかかわらず、別表第1に規定する報酬月額に100分の5を乗じて得た額を当該報酬月額から減じて得た額とする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年10月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、議決の日から施行する。

(報酬の減額)

- 2 平成27年11月1日から平成28年4月30日までの間における会長及び常務理事の報酬月額は、第14条第1項の規定にかかわらず、別表第1に規定する報酬月額に、会長にあっては100分の10、常務理事にあっては100分の5を乗じて得た額を当該報酬月額から減じて得た額とする。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、変更後の第2条から第4条までの規定は、定款（平成28年11月22日議決）が認可された日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年8月1日から施行する。ただし、変更後の別表第1の注記のうち第3項の規定は、平成29年6月28日から適用する。

別表 1

役員等に対する報酬の基準

区 分	基 準	報 酬 額
評議員	職員給与規程第10条別表1中、3級1号給の額を所定勤務日数（21日）及び所定勤務時間（7時間45分）で除して得た額に、標準従事時間（評議員、理事にあつては3時間、監事にあつては7時間とする。）を乗じて得た額。	日額 4,000円
理 事		日額 4,000円
監 事		日額 10,000円
会 長	職員給与規程第10条別表1中、3級1号給の額に、契約職員取扱規程第26条に規定する期末手当（乗率2.64月とする。）の額を12で除した額を加えて得た額を所定勤務日数及び所定勤務時間で除して得た額に、標準従事時間（90時間とする。）を乗じて得た額。	月額 152,000円
常務理事	鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例第6条別表1中、再任用職員2級の額（214,000円とする。）を所定勤務日数及び所定勤務時間で除して得た額に標準従事時間（126時間とする。）を乗じて得た額（以下「給与相当額」という。）に、給与相当額に期末・勤勉手当支給割合（2.05とする。）を乗じて得た額を12で除した額を加えた額。	月額 194,000円

注記

- 1 上記の報酬額の算定において、最終の算定額の1,000円未満の処理は、500円以上を1,000円とし、500円未満は0円とする。
- 2 職員である役員には報酬を支給しない。
- 3 会長が常務理事の標準従事時間を勤務する場合の会長の報酬は、常務理事の基準を適用する。
(平成23年10月28日改正)
(平成26年 3月26日改正)
(平成28年11月22日一部改正)
(平成29年 6月28日一部改正)

別表 2

委員等に対する報酬の基準

区 分	基 準	報 酬 額
委 員 等	別表1の基準中、標準従事時間を2時間とする。	日額 3,000円

(平成19年 3月27日改正)
(平成23年10月28日改正)
(平成28年11月22日一部改正)